

野田市告示第 5 3 号

野田市道路線廃止に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように廃止する。

その関係図面は、野田市役所土木部管理課において一般の縦覧に供する。

縦覧期間 令和 7 年 3 月 2 6 日から 令和 7 年 4 月 9 日まで

(但し、野田市の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に規定する日を除く)

令和 7 年 3 月 2 6 日

野田市長 鈴 木 有

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
1	1 3 1 6 8	川 間 1 3 1 6 8 号 線	船形字一本松 6 6 番 1 地先	
			目吹字砂田 2 3 3 4 番 1 地先	
2	8 2 1 3 9	関 中 8 2 1 3 9 号 線	桐ヶ作字下小用地 5 5 7 番 1 地先	
			桐ヶ作字下小用地 5 5 7 番 1 地先	
3	9 3 4 0 5	関 南 9 3 4 0 5 号 線	木間ヶ瀬字上新宿 5 1 2 2 番 6 地先	
			木間ヶ瀬字上新宿 5 1 2 1 番 1 地先	

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
4	9 3 5 5 3	関 南 9 3 5 5 3 号 線	木間ヶ瀬字西武者土 2 0 4 番地先	
			木間ヶ瀬字西武者土 1 8 6 番地先	
5	9 3 5 5 4	関 南 9 3 5 5 4 号 線	木間ヶ瀬字西武者土 1 9 6 番 3 地先	
			木間ヶ瀬字西武者土 1 9 6 番 1 地先	
6	9 3 5 5 5	関 南 9 3 5 5 5 号 線	木間ヶ瀬字西武者土 1 8 7 番地先	
			木間ヶ瀬字西武者土 1 8 7 番地先	
7	9 3 5 5 6	関 南 9 3 5 5 6 号 線	木間ヶ瀬字西武者土 2 0 7 番 1 地先	
			木間ヶ瀬字西武者土 2 0 6 番 2 地先	
8	9 3 5 5 7	関 南 9 3 5 5 7 号 線	木間ヶ瀬字西武者土 1 6 6 番地先	
			木間ヶ瀬字西武者土 1 9 1 番地先	